

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）  
..... 1

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>（法第二条第四号の政令で定める物資）</p> <p>第二条 法第二条第四号の政令で定める物資は、次に掲げるものとする。</p> <p>一  原油</p> <p>二  小麦</p> <p>三  大豆</p> <p>四  塩</p> <p>五  鉄鉱石</p> <p>六  石炭</p> <p>七  ナフサ</p> <p>八  液化石油ガス</p> <p>九  メタノール</p>
現行	<p>（法第二条第四号の政令で定める物資）</p> <p>第二条 法第二条第四号の政令で定める物資は、<u>原油</u>とする。</p>